

○厚生労働省令第百九十七号
確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第五十七条及び第六十三条の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月九日
厚生労働大臣 田村 憲久

確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）の一部を次の表のように改正する。

		改 正 後	改 正 前	(傍線部分は改正部分)
		附 則 (掛金の引上げの猶予)	附 則 (掛金の引上げの猶予)	
2	一 適用日が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に到来すること。 二 当該財政再計算において計算した掛金の額が前回の財政計算において計算した掛金の額を上回ること。 三 実施事業所の経営の状況が悪化したことにより事業主が掛金を拠出することに支障があると見込まれること。 前項の規定の適用を受けようとする事業主等は、規約において、当該規定の適用を受ける旨を定めなければならない。	(新設)	(新設)	(新設)
	第四条 次の各号のいずれにも該当する場合には、第四十三条第一項の規定にかかる財政再計算の結果に基づいて掛金の額を算定することとなる日（以下この条において「適用日」という。）から起算して一年以内の期間に算定することとなる同項に規定する掛金の額は、前回の財政計算において計算した掛け金の額以上、当該財政再計算において計算した掛け金の額以下、平成二十五年三月三十一日までの間において規約で定める額とすることができる。 事業所の経営の状況が悪化したことにより事業主が掛け金を拠出することに支障があると見込まれる場合には、第四十三条第一項の規定にかかる財政再計算の結果に基づいて掛け金の額は、前回の財政計算において計算した掛け金の額以上、当該財政再計算において計算した掛け金の額以下の範囲内において規約で定める額とすることができる。ただし、規約において、法第五十七条を満たすためには必要な平成二十五年四月一日以降の掛け金の額を定めなければならない。	第十四条 財政再計算において計算した掛け金の額が前回の財政計算において計算した掛け金の額を上回る場合であつて、かつ、実施事業所の経営の状況が悪化したことにより事業主が掛け金を拠出することに支障があると見込まれる場合には、第四十三条第一項の規定にかかる財政再計算の結果に基づいて掛け金の額は、前回の財政計算において計算した掛け金の額以上、当該財政再計算において計算した掛け金の額以下の範囲内において規約で定める額とすることができる。ただし、規約において、法第五十七条を満たすためには必要な平成二十五年四月一日以降の掛け金の額を定めなければならない。	第十四条 財政再計算において計算した掛け金の額が前回の財政計算において計算した掛け金の額を上回る場合であつて、かつ、実施事業所の経営の状況が悪化したことにより事業主が掛け金を拠出することに支障があると見込まれる場合には、第四十三条第一項の規定にかかる財政再計算の結果に基づいて掛け金の額は、前回の財政計算において計算した掛け金の額以上、当該財政再計算において計算した掛け金の額以下の範囲内において規約で定める額とすることができる。ただし、規約において、法第五十七条を満たすためには必要な平成二十五年四月一日以降の掛け金の額を定めなければならない。	

第十五条 第五十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき規約で定める額を掛金の額に追加して拠出することとなる事業年度の初日が令和三年四月一日から令和四年三月三十日までの間に到来する場合であつて、実施事業所の経営の状況が悪化したことにより事業主が掛金を拠出することに支障があると見込まれるときには、第五十九条第一項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき拠出する掛金の額は、当該規約で定める額以下の範囲内において規約で定める額とすることができる。

2 | 前項の規定の適用を受けようとする事業主等は、規約において、当該規定の適用を受ける旨を定めなければならない。

（過去勤務債務の額の特例）

第十六条 合和二年三月三十一日から令和四年三月三十日までの間の日を計算基準日として法第六十二条の規定に基づき掛金の額の再計算をする場合には、第四十六条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する過去勤務債務の額から、第五十六条各号のいずれかの額の全部又は一部を控除することができる。

2 | 前項の規定の適用を受けようとする事業主等は、規約において、当該規定の適用を受ける旨を定めなければならない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

第十五条 第五十八条の規定に基づき算定した額が翌事業年度における掛金の額を上回る場合には、第五十九条第一項の規定にかかる状況が悪化したことにより事業主が掛金を拠出することに支障があると見込まれる場合には、第五十九条第一項の規定にかかわらず、平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十日までの間に同項の規定に基づき拠出する掛金の額は、当該上回る額以下の範囲内において規約で定める額とすることができます。

（新設）

（過去勤務債務の額の特例）

第十六条 平成二十一年三月三十一日から平成二十四年三月三十日までの間の日を計算基準日として法第六十二条の規定に基づき掛金の額の再計算をする場合には、第四十六条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する過去勤務債務の額から、第五十六条各号のいずれかの額の全部又は一部を控除することができる。

（新設）